

市民税・府民税申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

令和 年度 (年分)

申出者 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

電話 _____

納税義務者 住所 河内長野市 _____

氏名 _____

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得 ※損益通算前			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
前年以前からの繰越された上場株式等の譲渡損失額		円	

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)。

(注意) 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
前年以前からの繰越された上場株式等の譲渡損失額		円	左の欄に記入がない場合、前年度以前からの譲渡損失の繰越は適用できません。

- は以下のような例の場合に使用します。

例：確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する
※確定申告書 (提出済又は提出予定) のコピーを添付してください。

【注意事項】

- この申告書の申告期限は市民税・府民税 税額決定・納税通知書が到達するまで です。
- 住民税で申告不要制度を選択した場合、住民税で配当割額、株式等譲渡所得割額の適用はありません。
- 納税通知書が届いたのちに課税方式を変更することはできません (過年度分も同様です)。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得等もあわせて申告しなければなりません。
- 所得税と住民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と住民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。

市記入欄

宛名番号 _____

受付	入力	確認